

webデザイナー養成講座受講規約

高梁市（以下「甲」といいます。）は、高梁市令和3年度地域人材育成事業webデザイナー養成講座（以下「育成講座」といいます。）を開講するにあたり、以下のとおり受講規約（以下「本規約」といいます。）を規定します。甲は、育成講座の運営及び管理等をカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「乙」といいます。）に委託します。

（趣旨）

高梁市は美しい山々と清流に育まれた自然豊かな景観と、備中松山城など由緒ある建築物も多く、市内各所で歴史情緒あふれる空間を楽しめるまちです。一方で、中山間地域にある本市は、人口減少社会への対応を最大のテーマとして、これまで活力のある地域社会の構築に向けた事業に取り組んで来られました。

その一環で、多様な働き方の普及が進展する中、自らのスキルアップとして「Webデザイナー」の技術を習得できる講座を開催し、修了後には企業とのマッチングや市内での起業を支援していくことで、新たな地域商業の創出を目的としています。

高梁市民の皆様には講座の受講者を広く募集します。「ITを利用して、地元でいながら働きたい」、「育児と就業を両立したい」、「今の職場でWeb技術を身に付けてもっと活躍したい」などのニーズをお持ちの方へ特におすすめの講座となっております。

第1条（契約の成立）

1. 育成講座の受講希望者は、本規約及び育成講座の授業内容・日程等が規定されたカリキュラム表（以下「講座カリキュラム」といいます。）の全部をご確認のうえ、育成講座の申込みをお願いいたします。

受講希望者が育成講座の申込みを行い甲が承諾した時をもって、受講希望者と甲との間で契約が成立（以下「本契約」といいます。）します。なお、受講希望者が育成講座の申込みを行うことにより本規約の全部に同意しているものとみなします。契約成立後は、受講希望者は、受講者（以下「丙」といいます。）とします。

2. 乙は、育成講座の申込者には2021年7月22日（木）21時までにお電話で本契約に関する通知を行います。契約が成立している場合においても何等かの事由で連絡がとれない場合は契約の取消しを行うことがあります。また、育成講座の受講者の定員10名を超える応募がある場合は、甲が抽選により決定します。

3. 受講者は次の各号に掲げる要件を満たすことを必要とします。

- (1) 2021年4月1日現在で18歳以上の方（丙が未成年者であるときは、保護者（法定代理人）の同意があること。）
- (2) 育成講座申込みの日に高梁市に住民登録をしている方、又は2022年2月末日までに高梁市内に転居されかつ高梁市に住民登録を完了できる方

- (3) 契約成立後、甲又は乙が指定する日に受講料を納入すること。
- (4) 法令、条例、本規約に違反しないこと。
- (5) インターネット等の通信手段を通じて提供される講義を、高梁市図書館内を除く場所で学習をするときは、受講するために必要な通信機器、通信回線及びその他の設備を丙の費用と責任において準備できること。
- (6) 乙との連絡に必要な受信可能な自己名義の電子メールアドレスを保有していること。
- (7) 育成講座の趣旨を理解し、卒業制作を行うためのスキルを身につけることに努めること。

第 2 条（講義場所・形態等）

1. 育成講座の講義は、乙が委託するデジタルハリウッド株式会社（以下「丁」といいます。）が行います。
2. 育成講座開催場所は、高梁市図書館です。ただし、インターネット等の通信回線を利用し、ご自宅等での受講も可能です。
3. 本講座開催期間中は、講義動画を繰り返し確認することができます。ただし、通信環境の整備やその費用は自己負担です。
4. 育成講座は、以下の各号に規定するいずれかの方法にて行うものとします。
 - (1) 高梁市図書館で講師が講義を行うライブ講義
 - (2) 講師が、隔地でインターネットその他の通信手段により、生中継又は録画の方法により、複数の丙に対して授業の配信等を行う。
 - (3) 講師が、丙に対して電子メール、チャットツール、その他電磁的方法、インターネット等を通じて指導を行う。
 - (4) 教材を提供ないし貸与（電磁的な方法を含みます。）して、インターネットなど通信回線を介し、講師が丙に対して指導を行う。
 - (5) 丙が自習学習を行い、疑問点などの回答や学習の進捗状況に応じてアドバイスを行う。

第 3 条（講座内容）

1. 育成講座の講義は、丁が日本語のみで全 12 回行い 1 回の講義は 3 時間程度を予定しています。全 12 回の講義のうち 6 回は講師が高梁市図書館にて講義を実施する予定ですが、受講生の学習状況等に合わせて、変更することがあります。
2. 主な講義内容は以下です。
 - ・魅せる文字&伝わるレイアウト講座
 - ・Web デザインの今を知る！Web デザイントレンド講座
 - ・「良い Web デザインとは何か」を考える講座
 - ・仕事獲得のためのポートフォリオ制作講座
3. 丁の動画教材による Web デザイン学習
Web 動画教材を用いた学習方法により、カリキュラムに合わせて学習を進めることができ

ます。

主な動画教材の内容は以下です。

- ・ Illustrator/photoshop などのデザインツールを活用したロゴや Web サイトのデザイン制作
 - ・ HTML/CSS などのプログラミング学習による Web サイト制作
 - ・ Javascript などのプログラミング学習による Web サイト上でのアニメーション動作制作
4. 講義の実施日程については「講座カリキュラム」に規定します。
5. 育成講座は、週 10 時間程度の自主学習を行うことを前提としたカリキュラムの設計です。

第 4 条（教材の配布等）

1. 育成講座において、事前に配布が必要な教材等がある場合は、提供します。
2. 育成講座で利用する教材、講義資料等は、丁又は第三者に著作権等の権利があります。法令及び利用許諾をした範囲を超えての利用等はできないものとします。

第 5 条（学習管理システムアカウント及びパスワードの管理）

1. 乙、丁は、丙による学習管理システムの利用を承認した場合、丙に対して、講座を受講するための学習管理システムアカウント（以下「アカウント」といいます。）及びパスワードを発行します。丙は、自己の責任においてアカウント及びパスワードを管理するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買その他一切の処分をしてはならないものとします。
2. アカウント又はパスワードの管理不十分、使用上の過失、第三者の使用等による損害の責任は丙が負うものとし、甲乙丁は一切その責任を負いません。
3. 丙は、アカウント又はパスワードが盗用され又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を乙に通知するとともに、乙丁からの指示に従うものとします。

第 6 条（受講環境）

1. 高梁市図書館内以外で講座を受講する場合は、必要な通信機器、通信回線、その他付随する受講環境等の準備及び維持は、丙自らの費用と責任において行うものとします。
2. 丙の受講環境のため、丙が講座を受講できなかったとしても、甲はその責任を負わないものとします。

第 7 条（講座付随イベント等）

育成講座に付随してイベント及びゼミナール等（以下「イベント等」といいます。）がある場合、イベント等に参加する丙は、参加に必要な交通費、通信費等の必要経費については丙自らの費用と責任において手配、負担するものとします。

第 8 条 (受講料)

1. 育成講座の受講料は、1 名につき 450,000 円です。ただし、甲が 225,000 円を負担します。
2. 前項に規定する負担金について、第 1 条 3 項の要件を満たさない場合は負担金の対象外となるため 2022 年 2 月 28 日までに要件を満たさないことが確定した場合、丙は 2022 年 3 月 10 日までに乙に 225,000 円を支払い、乙は甲に戻すものとします。
3. 受講料は、一括払い又は現金分割払いが可能です。
4. 受講料の支払い期日は 2021 年 7 月 22 日 (木) から同年 7 月 30 日 (金) までです。ただし、分割払いは第 6 項に指定する期日とします。
5. 受講料の支払いは、蔦屋書店高梁市図書館店 (高梁市図書館 2 階カウンター) にて現金での支払い、又は別途指定する金融機関口座への振込みによる方法があります。
6. 現金分割払いは以下の期日及び金額による 4 回払いに限ります。
 - ・ 1 回目は 2021 年 7 月 30 日 (金) までに 120,000 円
 - ・ 2 回目は 2021 年 8 月 31 日 (火) までに 35,000 円
 - ・ 3 回目は 2021 年 9 月 30 日 (木) までに 35,000 円
 - ・ 4 回目は 2021 年 10 月 29 日 (金) までに 35,000 円をお支払いください。なお、申込時に申請した支払方法を変えることはできません。現金分割払いの方には支払いの確認のお電話やその他の手段での通知を行う場合があります。
7. 甲は、受講料の収納について乙に委託しているため、丙は乙に受講料を支払うものとします。
8. 受講料の支払いについて、指定する期日までに支払いが確認できない場合は、支払いが確認できるまで受講生として享受できる権利が停止します。なお、受講料の支払いにより復権します。ただし、当該事由による不利益、その他の損害については甲、乙丁ともに負担しないものとします。

第 9 条 (受講期間)

受講期間は、2021 年 8 月 7 日(土)から 2022 年 2 月 28 日 (月) までとします。なお、本契約の契約期間は、受講期間と同一とします。

第 10 条 (丙による中途解約)

1. 丙は、受講申込日から 8 日間以内に、乙が定める書式により電子メール又は書面を郵送する方法で乙に申し入れることにより、本契約を解約することができるものとし、乙は受領済みの受講料を返還するものとします。
2. 丙は、受講申込日から 8 日間経過後であっても、乙が定める書式により乙に申し入れること及び未払いの受講料がある場合は全額を支払うことにより、本契約を解約することが

できるものとし、ただし、支払済みの受講料は返還しないものとし、

3. 受講料等の返還に要する支払手数料等は、丙の負担とします。

第 11 条（解除事由）

甲は、丙が次に定める事由の一つについて認められるときは、申込みをお断り又は本契約を解除することがあります。

- (1) 丙が、第 1 条第 3 項に掲げる要件を満たさない場合、又は満たさないと判断したとき。
- (2) 申込者と受講者が別人であるとき。
- (3) 甲が指定する期日までに受講料を支払わなかったとき。
- (4) 甲、乙、又は丁の指示に従わないとき。
- (5) 講義の妨げにある言動を行うとき。
- (6) 他の受講生、その他第三者の名誉を棄損する言動を行うとき。
- (7) 第三者に育成講座を受講させたとき又は丙の権利を譲渡、貸与したとき。
(教材などの第三者提供等も含みます。)
- (8) その他、甲又は乙が不相当と認めたとき。

第 12 条（講座内容等の変更）

丁は、何等かの事由により第 3 条に沿った講義ができないとき等は、講義内容の変更を行う場合があります。その場合においても受講料の返還などは行わないものとし、

第 13 条（著作物等の利用）

1. 丙は甲乙及び丁に対して、育成講座のカリキュラムの一環として制作した画像、動画、音声等の著作物（以下「課題作品」といいます。）の全部又は一部につき、甲乙丁の広報・業績・紹介目的での無償の利用を期限の定めなく非独占的に許諾します。その際、甲乙丁は著作者の氏名の表示を省略するとともに、利用目的に必要な範囲において修正等することができるものとし、丙はこれを承諾します。
2. 丙は甲乙丁に対して、課題作品が第三者の著作権、商標権、特許権、肖像権、パブリシティ権その他一切の権利を侵害しないことを保証します。なお、課題作品につき第三者の権利を侵害するとして争いが生じた場合、丙は自ら費用と責任においてこれを解決するものとし、

第 14 条（反社会的勢力の排除）

1. 丙は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これ

らに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）

(2)暴力団員等に経営を支配され、又は経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者

(3)自己又は第三者の不正利益目的や第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者

(4)暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係者

2. 甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

(1)暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為

(2)脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、又は風説の流布、偽計もしくは威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為

(3)その他前各号に準ずる行為

丙が前2項に違反したときは、甲は、催告のみならず通知も行なわず契約を直ちに解除することができる。これにより丙に損害が生じた場合にも、甲はなんらの責任も負担しないものとします。

第 15 条（遵守義務）

1. 丙は、法令、条例、本規約、講師及び乙及び丁のスタッフの指示を遵守するものとします。

2. 丙は、育成講座の運営の妨害となる行為、第三者を誹謗中傷する行為、その他公序良俗に反する行為を行わないものとします。

3. 丙は、乙又は丁から提供された教材、ソフトウェアプログラム等に関する著作権、特許権、利用許諾契約等を尊重するものとします。なお、これに反して乙、丁あるいは第三者の権利を侵害した場合、丙の費用と責任において、当該損害を賠償するものとします。

第 16 条（処分）

丙が、法令、条例、本規約等に違反し、又はそのおそれがある場合、乙又は丁が注意ないし改善を勧告したにもかかわらず、丙において改善がないと判断できる場合は、講座の提供を停止し、又は受講契約を解除することができるものとします。また、当該停止ないし解除により丙に損害が生じた場合であっても、甲乙、丁はこれを賠償する義務を負わないものとします。また、受講料の返還は行わないものとします。

第 17 条（個人情報の利用について）

1. 育成講座の申込を通じて受講希望者又は丙から取得した個人情報は、甲が取得し、高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例に則り育成講座の運営管理等に利用いたします。

2. 育成講座にて取得する個人情報は、氏名、電話番号、住所、生年月日、電子メールアドレス

レスです。

3. 利用目的は、①本契約の要件を満たしているかの確認②本契約についての諸連絡③育成講座を開催するにあたり、講義の際に必要な教材の提供、講義に必要な連絡、④制作作品のアーカイブとしての記録と掲載、⑤統計・統計資料の作成に利用します。
4. 丙の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供いたしません。ただし、甲は、育成講座を運営管理するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社および講座を提供するデジタルハリウッド株式会社に対し、育成講座の運営管理に必要な範囲で個人情報を提供します。
5. 丙が犯罪・法律違反にあたり法令等により開示を求められた場合、人の生命および身体又は財産などの重大な利益を保護するために緊急を要する場合には、丙に同意を得ることなく個人情報を開示することがあります。
6. 個人情報の廃棄および消去について甲は、本契約により取得した個人情報は2022年5月31日（以下「廃棄日」といいます。）をもって廃棄又は消去手続きを行います。このため、廃棄日以降につきましては、丙の個人情報に関する訂正および調査などを行うことはできなくなります。また講義で利用したコミュニケーションツール等の情報も削除するので、予めご了承ください。ただし、廃棄日の時点で受講料等が未払いの場合は、受講料の全部を納付した後に削除いたします。

第 18 条（免責）

1. 甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、育成講座を一時的に停止する場合があります。
 - (1)講座配信用設備、コミュニケーションツール等の講義を行う上で必要な設備等が保守点検、修理等を行う場合
 - (2)運用上又は技術上の理由がある場合
 - (3)停電、通信設備等の故障、その他天災地変、火災、パンデミックなどの不可抗力による場合
2. 育成講座は、丙の能力を開発するために提供されるものですが、それにより何らかの成果を保証するものではありません。

第 19 条（紛争の解決）

1. 本規約の、準拠法は、日本法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本規約に関して、甲と丙との間で紛争が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条（本規約の有効性）

1. 本規約の各条項の全部又は一部が法令等に基づいて無効と判断された場合であっても、

当該条項の無効と判断された部分以外の部分及び本規約のその他の規定は、有効とします。

2. 本規約の各条項の一部が丙との関係で無効とされ、または取り消された場合であっても、その他の丙との関係においては、本規約は有効とします。

第 21 条（規約の変更）

本規約は、事情により事前告知することにより変更することがあります。変更する場合は、丙に通知いたします。

第 22 条（協議）

甲及び乙は、本規約に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、双方が誠意をもって協議し解決にあたるものとします。

以上